鳥取市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年１２月２３日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２６号

鳥取市下水道条例の一部を改正する条例

鳥取市下水道条例（昭和３７年鳥取市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第４号アを次のように改める。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第７条の２第４号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ　精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第７条の８第２号イを次のように改める。

イ　破産手続開始の決定を受けたとき。

第７条の８第２号ウの次に次のように加える。

エ　精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったとき。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の鳥取市下水道条例第７条の２の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。